

医療WG 書面回答要請に対する回答

厚生労働省医政局総務課

病院の一部業務のアウトソース

現在認められている病院業務のアウトソースにはどのようなものがあるのか。また、それはどのような基準でアウトソースを認めたのか。

診療行為等医療の提供そのものに係る業務の委託及び病院の運営管理の包括的な委託を除けば、病院の業務については、外部委託が可能である。ただし、そのうち、診療又は患者の入院に著しい影響を与えるものとして政令（医療法施行令第4条の7）において定める業務については、外部への委託を行う際には、その種類に応じて、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならないこととしている。

医療法施行令（昭和23年政令第326号）

（診療等に著しい影響を与える業務）

第四条の七 法第十五条の二に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務
- 二 医療用具又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務
- 四 患者、妊婦、産婦又はじよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの
- 五 厚生労働省令で定める医療機器の保守点検の業務
- 六 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）
- 七 患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務
- 八 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務

認められている業務以外を更にアウトソース可能とすることで病院の業務効率化、経営効率化等を図ることについて、貴省の見解を示されたい。

のとおり、診療行為等医療の提供そのものに係る業務の委託及び病院の運営管理の包括的な委託を除けば、病院の業務は外部に委託が可能であり、アウトソースを活用するかどうかは、個々の病院の判断と考えている。